

富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針

1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 7 条第 2 項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 134 条第 2 項に基づき指定介護福祉施設サービス又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる者を指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護 1 から要介護 5 までの認定をされたもののうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、入所申込書（様式 1）に要介護認定調査票、被保険者証、直近 3 か月分のサービス利用票及びサービス利用票別表の写しを添えて、直接施設に申し込む。

なお、施設は、担当ケアマネジャー等にアセスメント及び意見の提出を求めることができるものとする。

(2) 入所申込者名簿の管理

施設は、申込書を受理した場合、入所申込者名簿（様式 2）にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(3) 現況について

入所申込者は、入所申込者の状況（要介護度、他施設への入所、死亡等）や介護者の状況が変化した場合、その現況を施設に届け出るものとする。また、施設は、全入所申込者について、原則として毎年度 1 回現況を把握するよう努めるものとする。

4 優先入所検討委員会

(1) 優先入所検討委員会の設置

施設は、優先入所順位を決定するため、優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員並びに施設長が選任する施設職員以外の第三者の委員で構成する。

(3) 委員会の招集

ア 委員会は、施設長が招集し、委員会の議長は、施設長が務める。

イ 施設長に事故あるときは、施設長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

ウ 委員会は、原則として 6 か月に 1 回以上開催する。

(4) 記録の作成及び保存

委員会は、優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

(5) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。

5 優先入所順位決定の手続

(1) 入所申込者の状況把握及び評価

施設は、入所申込書、その他提出資料及び面接等により入所申込者の状況を把握し、別表1項から3項に基づく評価を優先入所順位判定票（様式3）により行う。

(2) 優先入所順位の決定

委員会は、(1)の評価及び別表4項に基づき優先入所の順位を審査決定し、優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

6 入所の決定

優先入所順位名簿に基づき入所を検討するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次に掲げる個別事情を勘案して、施設長は、入所者を決定することができる。

- (1) 性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制
- (4) 施設整備上の特性に基づく受入体制
- (5) その他特別な状況

7 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件・事故等により委員会を招集する余裕がない場合
- (2) 圏域市町村からの老人福祉法に定める措置委託による場合
- (3) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命及び身体に危険が生じると市町村が判断した場合
- (4) 入所者が入院治療の必要が生じて医療機関に入院し退所した者が、退院することが明らかに見込まれる場合

8 その他の留意事項

(1) 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は入所申込者名簿から削除することができる。

(2) 説明責任

施設は、入所申込みを受けたときには、入所申込者に対しこの基準の内容を説明するものとする。

(3) 情報の提供

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められたときは、これを提供するものとする。ただし、入所申込者以外の情報は、提供できないものとする。

(4) 不服等に対する対応

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について不服等を申し立てられたときは、再度調査の上、委員会に諮るものとする。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月24日から施行する。

別表 入所申込者の評価基準

1 本人の状況（～25点）

要介護度

要介護度	配点
要介護5	25点
要介護4	20点
要介護3	15点
要介護2	10点
要介護1	5点

2 介護の困難性（～25点）

主たる介護者の状況

主たる介護者の状況	配点
身寄りも介護者も全くいない	25点
主たる介護者が遠方又は病気で長期入院中	25点
主たる介護者が高齢者、要支援・要介護状態又は障害者若しくは疾病があり在宅療養中	20点
主たる介護者が育児中又は複数の被介護者がいる若しくは主たる介護者の家族が特定の疾病（癌、脳出血等）に罹患し長期療養中	20点
主たる介護者が就業している	15点
上記のどれにもあてはまらない	5点

※1 「身寄り」とは、2親等以内の家族・親族をいう。

※2 「介護者が遠方」とは、主たる介護者が被介護者を介護する際、移動に往復2時間程度かかる距離におり、介護とその往復に1日程度かかってしまうような場合をいう。

※3 「介護者が高齢者」とは、介護者が満70歳以上である場合をいう。

※4 「介護者が障害者」とは、介護者が療育手帳、身体障害者手帳の所持者等である場合をいう。

※5 「介護者が育児中」とは、介護者が小学生未満の幼児・乳幼児を養育している場合をいう。

※6 「介護者が就業している」とは、介護者が週20時間以上就労している場合をいう。

3 居宅サービス等の利用状況（～25点）

(1) 居宅サービスの1か月標準利用率

居宅サービスの利用率	配点
8割以上	25点
6割以上8割未満	20点
4割以上6割未満	15点
2割以上4割未満	10点
2割未満	5点

※1 居宅サービスの利用率とは、サービス利用票別表に基づく区分支給限度基準額(単位)とサービス利用単位の割合をいう。

※2 居宅サービスの1か月標準利用率は次の計算式により算定するものとする。
居宅サービスの1か月標準利用率＝1か月間のサービス利用単位数の合計／1か月分の区分支給限度基準額(単位)

※3 算定の対象となるサービスは次のとおりとする。
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 居宅生活困難により、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設、グループホーム、医療機関、その他の福祉施設等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者施設等)に入所又は入院している場合は(1)によらず25点とする。

※ 住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等に入居している場合は、(1)により算定する。

4 緊急度など特別な事由(0～25点)

緊急度、施設の専門性や特性、地域性、福祉的観点などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合は下表のとおりとし、施設の優先入所検討委員会の判断により、その状況に応じて、25点を限度として加算する。

特別な事由

特別な事由として挙げられる例
緊急性が高い事由(主たる介護者の急死・救急入院、住居の立ち退きを迫られているなど)
居住環境が劣悪(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難など)
認知症による問題行動等により介護が非常に困難な場合
医療的処置(尿管カテーテル、経管栄養、酸素療法等)の必要性
地域性(入所後の家族関係の維持等)
その他特別に配慮しなければならない個別の事情
本人と主たる介護者の関係が良好でなく介護に支障をきたしていると明らかに認められる場合
利用率が低いことに特別の理由(本人拒否、経済的理由等)がある場合
その他

※1 合計で25点を限度とする。

※2 原則1項目につき5点を配点する。但し、その1項目が重大な要件の場合は、理由を付して配点を変更することができる。